

蓮田市公共事業評価監視委員会設置条例

平成 20 年 3 月 28 日
条 例 第 1 0 号

(設置)

第 1 条 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、蓮田市公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、市が実施する国庫補助による公共事業の再評価手続を監視し、当該事業に関する対応方針について審議を行い、当該対応方針に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行う。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市整備部において処理する。ただし、再評価に係る資料の作成等については、当該事業を所管する部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。